

「通信・放送の融合の進展下における放送分野の競争政策の在り方」の検討趣旨

1 検討趣旨

現行制度においては、放送と通信は異なったサービスとして、別々の法体系で規制を行っている。また、放送については、伝送路の種別ごとに異なるサービスとして取扱い、異なる規律を課してきた。ところが、近年では、通信網のIP化やブロードバンドの大容量化といった情報通信技術の進展に伴い、IPマルチキャスト方式によるテレビ放送など、様々なかたちで通信・放送が融合したサービスが登場している。また、放送のデジタル化の進展により、多チャンネル化が広がるとともに、多様な放送サービスが可能となっている。

このような状況の変化を踏まえ、総務省においては、通信と放送に関する総合的な法体系の見直しを進めており、情報通信審議会において議論がなされたところである。また、放送分野における競争促進は競争政策上の重要な課題であり、公正取引委員会の研究会においても過去2回にわたり放送分野の規制について検討を行っている。

これらを踏まえ、総務省における制度設計の検討と並行して、本研究会においても競争政策上の課題を把握しておくことは重要であると考えられることから、想定される見直し内容及びこれに対応した関連事業者の動きについて、競争政策上の観点から論点や留意点等を検討していただくこととしたい。

2 スケジュール

- (1) 10月9日：制度等の概要説明，論点提示
- (2) 11月中下旬を目途：規制・制度に関する議論